

四日市市告示第 518 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和2年 11月 9日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	采女110号線	采女町字松ノ木1576-1 采女町字松ノ木1576-1	6.0~9.5	41.8
2	生桑124号線	生桑町字榎下231-5 生桑町字榎下230-15	5.0~10.7	75.8
3	生桑125号線	生桑町字大峽1850-7 生桑町字大峽1850-18	5.5~10.0	83.0
4	生桑126号線	生桑町字大峽1850-10 生桑町字大峽1850-1	5.5~13.0	68.3
5	山分23号線	山分町字南山分40-4 山分町字南山分40-1	6.0~13.0	48.4
6	山分24号線	山分町字南山分40-5 山分町字南山分40-6	5.0~10.6	24.0
7	山城63号線	山城町字塩田1428-11 山城町字塩田1428-9	6.0~11.6	47.5